

契 約 書 （案）

1 契 約 名 データベース Web of Science : Science Citation Index Expanded のアクセス利用権

2 契 約 金 額 金 円
(うちリバースチャージ対象額 金 円)
(うち課税対象額 金 円)
(うち消費税および地方消費税額 金 円)

ただし、この契約締結後、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に変更された場合は、契約金額に相当額を加算した額を契約金額とする変更契約をすることとする。

3 契 約 期 間 平成31年4月1日から平成32年3月31日

4 利用可能場所 福井県立大学のネットワークに接続された端末

5 契約保証金 金 円

※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

※ 契約事務取扱細則第38条第1項の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人 福井県立大学
理事長 林 雅則

乙

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(ライセンスの契約)

第2条 乙は、甲に対し、米国 Clarivate Analytics 社（以下「本件提供者」という。）提供の学術文献データベース「Web of Science : Science Citation Index Expanded」（以下「本件」という。）のアクセスを可能とする。

(使用料金の請求および支払い)

第3条 乙は、甲の検査を受け、半期毎に使用料について支払を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領した日の翌月の25日までに支払うものとする。ただし、25日が日曜日、土曜日または国民の祝日の場合は、その翌銀行営業日とする。

2 支払金額は次のとおりとする。

4-9月分 金 円 10-3月分 金 円

3 乙は、本件の使用を、障害（甲の端末機、通信回線または通信機器の障害を除く。）により中断（ただし、甲の損害が乙の故意、又は重過失ある行為にもとづく場合に限る。）されたときは、中断された期間にかかる使用料金は、請求額に含めないものとする。

4 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに使用料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(義務)

第4条 甲は本件を利用するに際し、本件提供者が定めた利用規約に従うものとする。

2 乙は甲が本件を利用するにあたり、本件提供者と連携し、本件が継続的に滞りなく運用されるように努めるものとする。

3 乙は甲の責めによらない理由によって本件の提供を一時的に中断する場合は、甲に対しその旨を事前若しくはその事象発生時に速やかに通知するものとする。

4 前項の場合、乙は本件提供者と連携し最善の措置を講じて早期回復に努めるものとする。

(契約の解除)

第5条 甲または乙は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき、または履行する見込みがないとき。

(2) この契約の履行にあたって不正な行為があったとき。

(3) 故意または重大な過失により相手方に損害を与えたとき。

(4) この契約に定めた事項に違反し、または違反するおそれがあると認められるとき。

(5) 契約の解除を申し出たとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(賠償請求)

第6条 乙は、この契約の履行にあたって、その責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の範囲内で賠償の責を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 甲および乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、または担保の目的に供してはならない。

(秘密の保持)

第8条 甲および乙は、この契約によって知り得た業務上または技術上の機密情報を第三者に漏洩、開示してはならない。また、本件業務の目的以外に使用してはならないものとする。

2 前項の規定は、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(疑義についての協議)

第9条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の履行に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第10条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(改元への対応)

第11条 この契約における改元後の日付については、新元号の当該日付に読み替えるものとする。